

# 土壤環境施策の総合的見直しについて 「土壤環境施策に関するあり方懇談会」

平成20年2月22日  
環境省水・大気環境局

## 1. 趣旨

我が国で土壤汚染対策法が平成15年2月に施行されてから5年が経過する。この間、法律に基づく土壤汚染の調査、対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壤汚染の調査・対策が広く実施されるようになってきている。一方で、土壤汚染対策法の施行を通して浮かび上がってきた課題や法制定時に指摘された課題を整理検討することが必要な時期を迎えている。

また、土壤汚染は土地の資産価値に影響を与える問題でもあり、経済社会の各方面の実態をよく把握していくことが重要である。

このため、こうした土壤汚染に関する現状を把握し、それを踏まえて土壤汚染対策の新たな施策のあり方の検討を行うため、「土壤環境施策に関するあり方懇談会」を環境省水・大気環境局長諮問により昨年6月に設置した。

懇談会は、土壤環境や法律の学者、調査・対策の専門家、不動産、金融、事業者等の関係者、自治体等で構成。これまで6回開催し、検討を進めている。

## 2. 主要な検討課題

- ・ 土壤汚染調査・対策の大半が法律の対象外で実施されていることから、法律の対象範囲について
- ・ 汚染地から搬出される汚染土壌の適正な処理の確保について
- ・ 土壤汚染のために有効に利活用されない土地（ブラウンフィールド）が今後顕在化するおそれがあるので、その適切な対応について

## 3. 今後の予定

年度内を目途に懇談会の報告をとりまとめる予定。その後、懇談会報告を受けて、土壤環境施策の見直しについて、中央環境審議会に諮問する予定。

# 土壤環境施策の総合的見直しについて

## 土壤汚染をめぐる現状

- 土壤汚染対策法施行から5年が経過。
- 法律に基づくもののみならず、条例や一般の土地取引においても土壤汚染の調査・対策が広く実施。

- 法施行を通じて浮かび上がってきた課題等の整理検討が必要。
- 土壤汚染は土地の資産価値に大きな影響を与えることから、経済社会の各方面の実態把握が重要。

## 「土壤環境施策に関するあり方懇談会」

- 平成19年6月に設置、平成20年1月までに6回開催。
- 土壤環境・法律関係の学者、調査・対策の専門家、不動産・金融・事業者等の関係者、自治体等が構成メンバー。
- 土壤汚染に関する現状の把握、土壤汚染対策の新たな施策のあり方の検討。

### <主要検討課題>

- ・土壤汚染対策法の対象範囲について
- ・汚染地から搬出される汚染土壌の適正な処理の確保について
- ・土壤汚染のために有効な利活用がなされない土地（ブラウンフィールド）に関する問題への対応について

今年度内を目途に懇談会の報告をとりまとめる予定